セゾン・グローバルバランスファンド

追加型投信/内外/資産複合

投資信託説明書 (請求目論見書) 2025年3月11日



(本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。)

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ・セゾン・グローバルバランスファンドは、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、 預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加え て証券会社を通じて購入していない場合は投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・セゾン・グローバルバランスファンドは、国内外の投資信託証券など値動きのある証券に投資 します。また、外貨建投資信託証券に投資するため為替の変動もあります。なお、投資信託証 券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価額が下落し、損失を被る ことがあります。

したがって、基準価額は変動しますし、購入時の価額を下回ることもあります。

ファンドに投資することに伴う上記のようなリスクは、お客さまのご負担となります。もちろん、ファンドへの投資による損益も、全てお客さまに帰属します。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行うセゾン・グローバルバランスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月10日に関東財務局長に提出し、2025年3月11日にその届出の効力が生じています。

有価証券届出書提出日 : 2025 年 3 月 10 日提出 発行者名 : セゾン投信株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 園部 鷹博本店の所在の場所 : 東京都豊島区東池袋 3-1-1

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

: セゾン・グローバルバランスファンド

募集内国投資信託受益証券の金額

1 兆円を上限とします

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

該当ありません

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

セゾン・グローバルバランスファンド(以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドの委託会社であるセゾン投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるセゾン投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社(委託会社も含みます。)にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス https://www.saison-am.co.jp/

(注1) 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、 当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

ホームページアドレス https://www.saison-am.co.jp/

再投資される収益分配金については1口単位とします。

(7) 【申込期間】

申込期間 2025年3月11日から2025年9月10日まで。

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社であるセゾン投信株式会社の指定する口座を 経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込みを受付けた販売会社とします。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ①委託会社の各営業日(下記③に該当する日は除きます。)の午後3時30分までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの。)を、当日の受付分として取り扱います。
 - 上記の時刻を過ぎて行われる申込みは翌営業日(下記③に該当する日は除きます。)の取扱いとなります。
- ②取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、販売会社所定の方法で取得申込みを行うものとします。
- ③次の日のいずれかを申込受付日とする取得および換金の申込みの受付は行いません。
- 1. ニューヨーク証券取引所休業日
- 2. ニューヨークの銀行休業日
- 3. アイルランドの銀行休業日
- ④当ファンドは、収益分配金を税引後、無手数料で自動的に再投資する分配金再投資専用ファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。以下同じ。)を締結するものとします。
- ⑤取得申込金に利息は付きません。
- ⑥申込証拠金について

該当事項はありません。

- ⑦日本以外の地域における発行について
 - 該当事項はありません。
- ⑧投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、振替法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社

は受益証券を発行しません。

〈参考〉

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等はコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主として投資信託証券(投資対象ファンド)を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

②信託金の限度額

1兆円

③ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/内外/資産複合に属します。商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類に網掛け表示しています。ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりになっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運
	用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源
	泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複
	数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
	十五日			()
一般		(日本を含む)	, , , ,	
大型株	年2回		ファンド・オブ・ファンズ	
中小型株		日本		なし
	年4回			
債券		北米		
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		
	その他			
その他資産	()	アフリカ		
(投資信託証券				
(株式・債券))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型	1			1

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

3	3 1 3 3 3 C 2 C 3 C 3 C 3 C 3 C 3 C 3 C 3 C
その他資産	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株
(投資信託証券(株	式・債券に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものを
式・債券))	いいます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいま
	す。
グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉
	とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・フ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規
アンズ	定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの
	又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

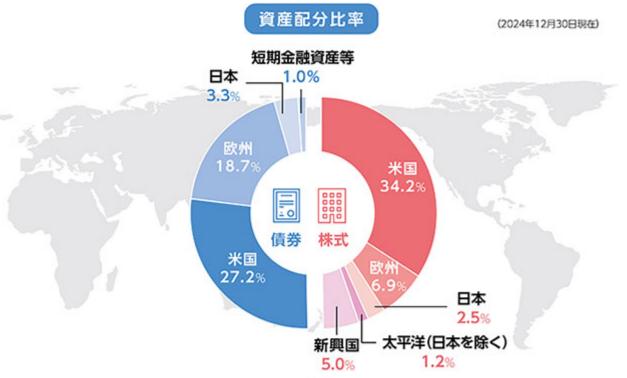
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 ※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドに係る定義(上記網掛け部分)以外の定義については、 一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドの特色



資産配分比率は株式50%、債券50%

原則として、投資対象ファンドを通じて株式と債券へ半分ずつ投資することにより、リスクを抑えながら安定したリターンの獲得を目指します。



※地域は、各投資対象ファンドが投資する主要な市場を表しています。
※計算過程で四拾五入の処理を行っておりますので、合計が100%とならない場合があります。

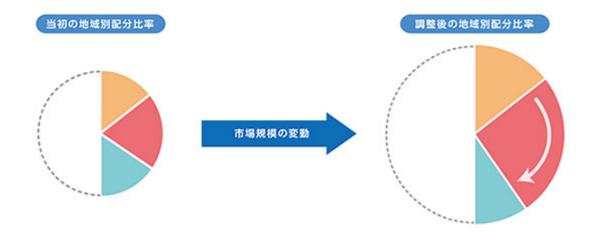
2

国際分散投資

インデックスファンドへの投資を通じて、世界各国の株式および債券に実質的に分散投資します。 投資対象ファンドへの配分比率は、各地域の株式および債券市場の時価総額(規模)を勘案して決定します。 また、配分比率は適宜見直しを行います。

■ 地域別配分比率

株式および債券市場の時価総額(規模)の変化に応じて比率の見直しを行うことで市場の変化に対応します。



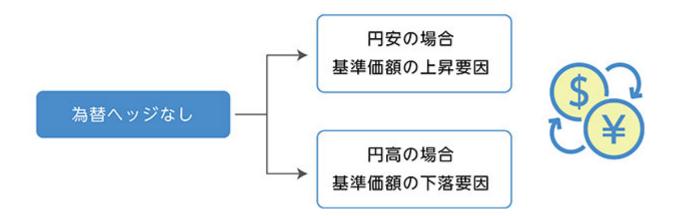
着3

低コストのインデックスファンドに投資

ローコスト・ハイクオリティ運用で定評のあるバンガードのインデックスファンドの中から、資産規模、運 用実績、コスト等の面から厳選したファンドに投資を行います。



原則として、為替ヘッジは行いません



(2) 【ファンドの沿革】

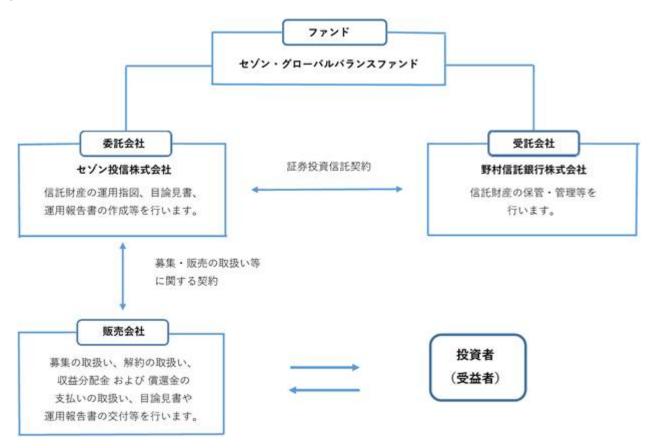
2007年3月15日 設定日、信託契約締結、運用開始

2022年9月10日 「セゾン・バンガード・グローバルバランスファンド」から「セゾン・グローバルバランス

ファンド」に名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



※ セゾン投信株式会社は販売会社としての役割も有しています。なお、セゾン投信株式会社を通じてお買付いただいた受益権につきましては、当社に振替決済口座を開設いただき当口座にて管理されます。

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する 事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づ きあらかじめ監督官庁に届け出された信託約款の内容で締結されま す。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の 内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き 等について規定しています。

ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式で行います。 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券等の資産に直接投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して、運用を行う仕組みです。

投資対象ファンド



②委託会社の概況 (2024年12月末日現在)

■資本金

1,000,000,000円

■委託会社の沿革

2006年6月 「セゾン投信株式会社」設立 2007年1月 投資信託委託業認可(当時)を取得 2007年8月 増資の実施(新資本金 460百万円) 2007年9月 金融商品取引業者として登録 登録番号:関東財務局長(金商)第349号 2008年5月 増資の実施(新資本金 560百万円) 増資の実施 (新資本金 660百万円) 2009年2月 2011年2月 増資の実施(新資本金 760百万円) 2012年6月 増資の実施 (新資本金 860百万円) 増資の実施(新資本金 1,260百万円) 2014年10月 2015年8月 減資の実施 (新資本金 1,000百万円)

■大株主の状況

株主名	住 所	所有株式数	所有比率	
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	34,000株	60.0%	
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	22,667株	40.0%	

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①基本方針

主として、投資信託証券(投資対象ファンド)を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として 運用を行います。

②投資態度

- ■主として、米国バンガードが設定した国内外の株式市場及び債券市場を投資対象としたインデックス型の外国投資証券への投資を通じて分散投資を行います。
- ■株式と債券の基本資産配分比率は、原則として株式50%、債券50%とします。
- ■世界の株式市場及び債券市場の動きを捉えることを基本とし、各々の市場の地域別投資比率については、各地域の市場時価総額(規模)を勘案して、適宜見直しを行います。
- ■投資信託証券への投資にあたっては、バンガードの設定するインデックス型の外国投資証券の中から資産規模、運用 実績、コスト等の面から厳選して投資を行います。

投資対象の候補とする外国投資証券は次のファンドとします。

株式

米国	バンガード・500・インデックス・ファンド
ヨーロッパ	バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド
日本	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド
太平洋	バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド
(除く日本)	
エマージング	バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

債券

米国	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
ヨーロッパ	バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
日本	バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

※資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※株式と債券の配分比率については、市況動向等に応じて必要と認める時には配分比率を調整する場合があります。

※組入外貨資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。

※バンガード・500・インデックス・ファンドはETFシェア・クラスを投資対象とします。

<参考情報> 投資対象ファンドについて

当ファンドが投資対象とする、バンガードが運用するインデックス・ファンドは次のとおりです。本書作成時点で入手できる直近の情報として、2024年12月末日現在の内容を記載しております。

1. バンガード・500・インデックス・ファンド

分類	ETFシェア・クラス (米ドル建て)
ファンド形態	米国籍/上場投資信託
ファンドの目的	S&P500 インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針/投資対象	S&P500 インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデックスと
	ほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
管理事務代行会社	ザ・バンガード・グループ・インク
設定日	2010年9月7日
決算日	毎年12月31日

[※]バンガード・500・インデックス・ファンドはETFシェア・クラスを投資対象とします。

2. バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (ユーロ建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIヨーロッパ・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針/投資対象	MSCIヨーロッパ・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデ
	ックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

3. バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (円建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指します。
運用方針/投資対象	MSCIジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とします。基本的にインデッ
	クスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2014年2月27日
決算日	毎年12月31日

4. バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (米ドル建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックスに連動する運用成果を目指しま
	す。
運用方針/投資対象	MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックスを構成する株式を投資対象とし
	ます。基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

5. バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (米ドル建て)				
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人				
ファンドの目的	MSCIエマージング・マーケット・インデックスに連動する運用成果を目指します。				
運用方針/投資対象	MSCIエマージング・マーケット・インデックスを構成する株式を投資対象とします。				
	基本的にインデックスとほぼ同じ組入比率でポートフォリオを構築します。				
信託期間	無期限				
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー				
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ				
	テッド				
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ				
	(アイルランド) リミテッド				
設定日	2013年12月6日				
決算日	毎年12月31日				

6. バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (米ドル建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ米国政府債浮動調整インデックス (米国債および米国政府機関債(米
	ドル建て・残存期間1年超)の時価総額加重インデックス)に連動する運用成果を目指
	します。
運用方針/投資対象	ブルームバーグ米国政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象としま
	す。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

7. バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス (ユーロ建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ・ユーロ政府債浮動調整インデックス(ユーロ圏各国の発行する国債
	および政府機関債(ユーロ建て・残存期間1年超)の時価総額加重インデックス)に
	連動する運用成果を目指します。
運用方針/投資対象	ブルームバーグ・ユーロ政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象とし
	ます。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2013年12月6日
決算日	毎年12月31日

8. バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

分類	インスティテューショナルプラスシェア・クラス(円建て)
ファンド形態	アイルランド籍/オープン・エンド会社型外国投資法人
ファンドの目的	ブルームバーグ日本政府債浮動調整インデックス(日本国政府および政府機関が発行
	する投資適格債券(円建て・残存期間1年超)の時価総額加重インデックス)に連動
	する運用成果を目指します。
運用方針/投資対象	ブルームバーグ日本政府債浮動調整インデックスを構成する債券を投資対象としま
	す。通常、インデックスのリスク特性と同等となるよう運用を行います。
信託期間	無期限
運用会社	バンガード・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ―・サービシズ(アイルランド)リミ
	テッド
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービシズ
	(アイルランド) リミテッド
設定日	2014年9月2日
決算日	毎年12月31日

S&P500はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス(S&PDJI)の商品です。この指数に関する著作権等の知的財産権その他の一切の権利は、S&PDJI に帰属します。S&PDJI は当指数等の情報に関し、その正確性・妥当性・完全性あるいは入手可能性を保証しません。また、S&PDJI は当指数等の情報の誤り、欠落についてその理由のいかんにかかわらず責任を負いません。また当指数等の使用による結果に対しても責任を負うものではありません。S&PDJI は当指数等の商品性あるいはその使用または特定の目的に対する適合性を含みますが、それに限定されるわけではなく、一切の明示的あるいは黙示的な保証を否認します。S&PDJI はファンドの受益者や他の人物等による当指数等の使用に関連したいかなる間接的、直接的な、特別なあるいは派生的な損害、費用、訴訟費用あるいは損失(収入の損失、利益の損失、機会費用を含む)について一切の責任を負いません。

MSCIジャパン・インデックス、MSCIヨーロッパ・インデックス、MSCIパシフィック・エックスジャパン・インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。 また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークです。 ブルームバーグは、ブルームバーグ指数に対する一切の専有的権利を有しています。ブルームバーグは、このマテリアルを承認もしくは支持するものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示黙示を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグはこのマテリアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ②委託会社は、信託金を主として外国投資信託証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパー
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引等短期資金運用に類する取引の指図に限り行うことができるものとします。

- ③この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各 号に掲げる権利を含みます。)は、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げるものとします。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ④当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する投資対象ファンド(2024年12月末日現在)

ファンドの名称	運用会社の名称
バンガード・500・インデックス・ファンド	ザ・バンガード・グループ・インク
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	バンガード・グローバル・アドバイザー
バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	ズ・エルエルシー

なお、上記ファンドの運用の基本方針・主要な投資対象については、「2 投資方針」をご参照ください。

(3)【運用体制】

【投資戦略会議】

(運用管掌執行役員を議長とし、原則月1回開催)

信託財産の運用に関する基本的な重要事項について協議し決定を行う

- 1. 基本的な投資方針及び投資戦略に関する事項
- 2.投資ガイドラインの決定・変更
- 3. 分配の決定



【運用会議】

(運用部長が主催し、原則週1回開催)

投資戦略会議の決議に基づいて次の事項を決定

- 1. 信託財産ごとの具体的投資方針
- 2. 信託財産ごとの具体的分配方針
- 3.企業との対話方針(国内株式に直接投資を行うファンドに限る)
- 4.議決権行使方針(国内株式に直接投資を行うファンドに限る)



【運用部門】

運用会議の決定を受け、投資を実行

責任投資ポリシーに基づき、責任投資を実行



【トレーディング部門】

運用部門からの発注指示を受け、最良執行のプロセスに基づき、売買を執行

【運用評価会議】

(管理部を管掌する執行役員を議長とし、原則月1回開催)

投資戦略会議で決定した信託財産の運用に関する運用成績ならびにコンプライアンスについて協議

- 1. 信託財産のパフォーマンス管理、評価、分析、投資信託約款との整合性
- 2. 信託財産のリスク管理
- 3. 信託財産の法令遵守に関する事項

【コンプライアンス部・管理部】

運用が適正に行われていることを監視、確認

※上記運用体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年12月10日の年1回。休業日にあたる場合には、その翌営業日とします。以下同じ。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合に は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配に充てず、信託財産内に留保した利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ④当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税、復興特別所得税及び地方税を控除した金額を当ファンドの受益権の取得申込金として、各受益者(販売会社を含みます。)毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。
- ◆収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る 決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権に ついては原則として取得申込者とします。)に支払われ、税引後、無手数料で再投資されます。再投資により増加し た受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①外貨建資産

外貨建資産への投資には制限を設けません。

②投資信託証券

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③有価証券への直接投資

投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。

④デリバティブ取引

デリバティブの直接利用は行いません。

⑤外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の 売買の予約取引の指図をすることができます。

- ⑥公社債の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該 公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払い資金の手当て (一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投 資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の 指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑧特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑨同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。この規定に係らず、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、この制限を設けません。

⑩信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆さまに帰属します。

当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けま

す。

カントリーリスク

当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

流動性リスク

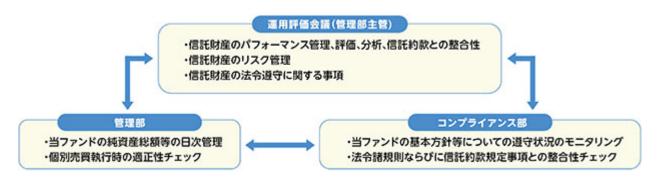
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

その他留意事項

- 1. 投資信託は、預貯金とは異なり元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。
- 2. 投資信託は、預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構・貯金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 3. 当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回った場合等には、信託期間中であっても償還される場合があります。
- 4. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断で受益権の取得申込の受付および解約請求申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込および解約請求の申込の受付を取り消す場合があります。
- 5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 6. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において 市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できな いリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性 や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

- ・「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



※リスク管理体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率および基準価額の推移



- 分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していませ
- ・2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の 騰落率および基準価額の推移を表示しています。

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよ うに作成したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません
- ・2020年1月から2024年12月の5年間の各月末における1年間の騰落 率の最大値・提小値・平均値を表示しています。

《各資産クラスの指数》

日本株式 … MSCIジャパン・インデックス (配当込) 先進国株式 … MSCIワールド・インデックス (配当込) 新興国株式 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス

(配当込)

日本国債 … ブルームパーグ・グローバル国債:日本インデックス 先進国国債 … ブルームパーグ・グローバル国債:G7インデックス 新興国国債 … ブルームパーグ新興市場自国通貨建て国債インデックス

全ての指数は米ドル建てのものをわが国の対顧客電信売買相場の仲値 を利用して円換算しています。

- · MSCIジャパン・インデックス(配当込)は、MSCIが開発したインデックスであり、日本の株式で構成されています。当該インデックスに関す る著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有して
- MSCIワールド・インデックス(配当込)は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の先進国の株式で構成されています。当該インデック スに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利 を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)は、MSCIが開発したインデックスであり、世界の新興国の株式で構成されています。当該インデックスに関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは指数の内容を変更する権利および 公表を停止する権利を有しています。
- 「Bloomberg®」は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークです。
 ブルームバーグは、ブルームバーグ指数に対する一切の専有的権利を有しています。ブルームバーグは、このマテリアルを承認もしくは支持す るものではなく、また、このマテリアルに含まれるいかなる情報の正確性もしくは完全性についても保証するものではなく、明示気法を問わず、このマテリアルから得られる結果に関していかなる保証も行わず、また、法律上認められる最大限度において、ブルームバーグはこのマテ リアルに関して生じるいかなる侵害または損害についても何らの責任も債務も負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

また、再投資される収益分配金についても、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりません。なお、換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が控除されます。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.495% (税抜年0.45%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。(委託会社が販売会社の場合には、委託会社が収受します。)

	委託会社	販売会社	受託会社
純資産総額 800億円 までの部分 (税抜)	年0.238%	年0.172%	年0.040%
純資産総額 800億円を 超える部分 (税抜)	年0.244%	年0.176%	年0.030%
支払先の 役務の内容	委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、購 入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社から の指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。また、 信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払のときに信託報酬から支払います。

※税額は2024年12月末日現在のものであり、税法が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

当ファンドは、主として外国投資証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。上記の信託報酬の他に、投資対象ファンドごとに運用管理費**Iがかかります。また、ファンド財産維持手数料**2がかかることがあります。当該管理費、手数料等も間接的に受益者の方にご負担いただく費用となります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの運用管理費を加えた実質的な信託報酬は年0.56%±0.02%程度(税込)となります。ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

- ※1 運用管理費とは、投資対象ファンドごとの平均純資産総額に対する運用および管理等にかかる費用で、投資対象ファンドの中から支払われます。
- ※2 ファンド財産維持手数料とは、当ファンドの信託財産から買付もしくは換金(解約)した際に、ファンド自身に直接支払われるいわば留保金で、買付もしくは換金(解約)に関わる証券取引コストによってファンドの信託財産が目減りすることを防ぐものです。新たに投資対象ファンドを買付した人、または途中換金(解約)した人と、その投資対象ファンドを継続的に保有している人(既存投資家)との公平性を確保するための費用であり、販売手数料や解約手数料とは異なるものです。

<参考情報>投資対象ファンドに係る諸費用

(2024年12月末日現在)

	ファンド財産	運用管理費用	
対象ファンドの名称	購入時	解約時	(年率)
バンガード・500・インデックス・ファンド	なし	なし	0. 03%
バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0.08%
バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	なし	なし	0. 12%
バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック ・インデックス・ファンド	なし	なし	0. 12%
バンガード・エマージング・マーケット・ストック ・インデックス・ファンド	なし	なし	0. 16%
バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス ・ファンド	なし	なし	0.06%
バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス ・ファンド	なし	なし	0.06%
バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス ・ファンド	なし	なし	0.06%

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日、および毎計算期 末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮し、かかる 費用の一部を委託会社の負担とすることができます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。
 - ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
 - ・有価証券の保管に要する費用

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

〈個人受益者に対する課税〉

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)は譲渡所得とみなされ、下記の税率による申告分離課税が適用されます。なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合には、原則として確定申告は不要となります。

また、解約時および償還時の損失については、一定の条件のもとで確定申告により、収益分配金、特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との 通算が可能です。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率		
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)		
2038年 1月 1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)		

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドはNISAの成長投資枠(特定非課税管理勘定)およびつみたて投資枠(特定累積投資勘定)の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社までお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分時の税金が上記と異なる場合があります。

〈法人受益者に対する課税〉

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、下記の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度は適用されません。

税率は、以下の各期間について次のとおりです。なお、所得税については、2037年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

期間	税率
2014年 1月 1日以降 2037年12月31日まで	15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)
2038年 1月 1日以降	15% (所得税15%)

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

〈収益分配金の課税について〉

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者 毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合また は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。当該収益分 配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

〈個別元本について〉

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る 消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンド を取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、その個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、上記の〈収益分配金の課税について〉をご参照下さい。)

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

···· (参考情報) ファンドの総経費率 ···

総経費率は対象期間中の運用・管理にかかった費用の総類(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1 口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

総経費率 (①+②)	0.56%	
① このファンドの費用の比率	0.50%	
② 投資先ファンドの経費率 (運用管理費用以外の費用を含む)	0.06%	

- ・対象期間は2023年12月12日~2024年12月10日です。
- ・各比率は、年率換算した値です。小数点以下第2位未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。
- ・詳細につきましては、対象期間の運用報告書をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいいます。小数点以下第2位未満を 四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国	時価合計 (円)	投資比率(%)	
投資証券	証券 アイルランド		64. 87	
	米国	181, 089, 036, 724	34. 16	
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5, 150, 747, 646	0.97	
合計(純資産総額)		530, 100, 777, 567	100.00	

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国	種類	銘柄名	通貨	数量	上段 簿価 下段 評価		邦貨換算 評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	米国	投資 証券	バンガード・500・インデック ス・ファンド	米ドル 建て	2, 092, 617. 00	555. 9100 547. 0800	1, 163, 306, 716. 47 1, 144, 828, 908. 36	181, 089, 036, 724	34. 16
2	アイルランド	投資 証券	バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	米ドル建て	8, 108, 940. 17	114. 8940 112. 5574	931, 673, 701. 54 912, 721, 222. 29	144, 374, 242, 942	27. 24
3	アイルランド	投資 証券	バンガード・ユーロ・ガバメ ント・ボンド・インデック ス・ファンド	ユーロ 建て	5, 268, 047. 49	115. 4460 113. 7942	608, 177, 117. 74 599, 473, 249. 68	98, 865, 128, 337	18. 65
4	アイルランド	投資 証券	バンガード・ヨーロピアン・ ストック・インデックス・フ ァンド	ユーロ 建て	1, 040, 665. 74	221. 3950 214. 1361	230, 399, 128. 10 222, 844, 102. 96	36, 751, 449, 460	6. 93
5	アイル ランド	投資 証券	バンガード・エマージング・ マーケット・ストック・イン デックス・ファンド	米ドル建て	1, 203, 613. 62	140. 6470 138. 3801	169, 285, 487. 34 166, 556, 173. 09	26, 345, 855, 459	4. 97
6	アイルランド	投資 証券	バンガード・ジャパン・ガバ メント・ボンド・インデック ス・ファンド	円建て	1, 815, 679. 09	9, 743. 2340 9, 742. 9164	17, 690, 587, 642. 00 17, 690, 009, 583. 00	17, 690, 009, 583	3. 34
7	アイルランド	投資 証券	バンガード・ジャパン・スト	円建て	484, 313. 44	27, 171. 0360 27, 591. 9069	13, 159, 298, 300. 00 13, 363, 131, 346. 00	13, 363, 131, 346	2. 52
8	アイルランド	投資 証券	バンガード・パシフィック・ エックスジャパン・ストッ ク・インデックス・ファンド	米ドル建て	265, 544. 63	160. 2190 154. 0615	42, 545, 480. 95 40, 910, 204. 01	6, 471, 176, 070	1. 22

[※] 単価に関しては、小数点以下第4位未満を四捨五入しています。

種類別投資比率

種類	評価金額 (円)	投資比率(%)	
投資証券	524, 950, 029, 921	99. 03	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

[※] 邦貨換算評価額に関しては、円未満を四捨五入しています。よって合計金額が、上記「(1) 投資状況」と一致しない場合もあります。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2024年12月末日現在および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産総額の推移、および1口当たりの純資産額の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期計算期間末				
2015年12月10日	107, 188, 829, 038	(同左)	1. 3406	(同左)
第10期計算期間末				
2016年12月12日	126, 394, 783, 321	(同左)	1. 3181	(同左)
第11期計算期間末				
2017年12月11日	153, 979, 082, 281	(同左)	1. 4667	(同左)
第12期計算期間末				
2018年12月10日	166, 494, 953, 559	(同左)	1. 4200	(同左)
第13期計算期間末				
2019年12月10日	194, 260, 343, 488	(同左)	1. 5268	(同左)
第14期計算期間末				
2020年12月10日	230, 238, 575, 657	(同左)	1.6651	(同左)
第15期計算期間末				
2021年12月10日	294, 071, 735, 031	(同左)	1. 9206	(同左)
2022年12月12日	337, 818, 147, 741	(同左)	1. 9645	(同左)
第17期計算期間末				
2023年12月11日	412, 876, 014, 212	(同左)	2. 2351	(同左)
第18期計算期間末				
	518, 971, 848, 584	(同左)	2. 6498	(同左)
2023年12月末日	418, 354, 981, 687	-	2. 2637	
2024年1月末日	433, 908, 287, 607	-	2. 3441	
2月末日	449, 087, 765, 130	-	2. 4156	
3月末日	462, 433, 543, 206	_	2. 4758	
4月末日	470, 859, 727, 769	-	2. 5062	
5月末日	480, 873, 540, 237	-	2. 5432	
6月末日	507, 053, 480, 089	_	2. 6635	
7月末日	488, 305, 158, 959	_	2. 5429	
8月末日	481, 771, 625, 677	_	2. 4920	
9月末日	487, 133, 590, 299	_	2. 5058	
10月末日	517, 126, 661, 047	_	2. 6503	
11月末日	511, 528, 258, 055	-	2. 6103	
12月末日	530, 100, 777, 567	-	2. 7049	

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第9期	2014年12月11日~2015年12月10日	_
第10期	2015年12月11日~2016年12月12日	_
第11期	2016年12月13日~2017年12月11日	_
第12期	2017年12月12日~2018年12月10日	_
第13期	2018年12月11日~2019年12月10日	_
第14期	2019年12月11日~2020年12月10日	_
第15期	2020年12月11日~2021年12月10日	_
第16期	2021年12月11日~2022年12月12日	_
第17期	2022年12月13日~2023年12月11日	_
第18期	2023年12月12日~2024年12月10日	_

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第9期	2014年12月11日~2015年12月10日	△1. 14
第10期	2015年12月11日~2016年12月12日	△1. 68
第11期	2016年12月13日~2017年12月11日	11. 27
第12期	2017年12月12日~2018年12月10日	△3. 18
第13期	2018年12月11日~2019年12月10日	7. 52
第14期	2019年12月11日~2020年12月10日	9. 06
第15期	2020年12月11日~2021年12月10日	15. 34
第16期	2021年12月11日~2022年12月12日	2. 29
第17期	2022年12月13日~2023年12月11日	13. 77
第18期	2023年12月12日~2024年12月10日	18. 55

[※]収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。 以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数(口)	解約口数(口)
第9期計算期間		
(2014年12月11日~2015年12月10日)	19, 455, 365, 759	6, 517, 748, 952
第10期計算期間		
(2015年12月11日~2016年12月12日)	21, 696, 257, 309	5, 763, 757, 513
第11期計算期間		
(2016年12月13日~2017年12月11日)	20, 558, 025, 030	11, 464, 552, 770
第12期計算期間		
(2017年12月12日~2018年12月10日)	20, 461, 750, 219	8, 195, 850, 762
第13期計算期間		
(2018年12月11日~2019年12月10日)	20, 257, 401, 693	10, 274, 529, 019
第14期計算期間		
(2019年12月11日~2020年12月10日)	23, 090, 155, 278	12, 046, 219, 796
第15期計算期間		
(2020年12月11日~2021年12月10日)	24, 952, 226, 137	10, 111, 011, 434
第16期計算期間		
(2021年12月11日~2022年12月12日)	27, 578, 726, 391	8, 735, 131, 443
第17期計算期間		
(2022年12月13日~2023年12月11日)	27, 626, 336, 722	14, 860, 942, 774
第18期計算期間		
(2023年12月12日~2024年12月10日)	30, 828, 983, 289	19, 702, 966, 468

基準価額・純資産総額の推移

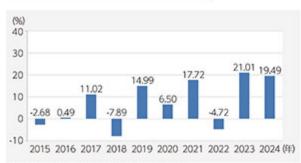


主要な資産の状況

質位	(6)	種類	投資信託証券	透解	投資比率
1	米国	投資証券	パンガード・500・インデックス・ファンド	米ドル建て	34.2%
2	アイルランド	投資証券	パンガード・U.S.・ガパメント・ボンド・インデックス・ファンド	米ドル建て	27.2%
3	アイルランド	投資証券	パンガード・ユーロ・ガパメント・ボンド・インデックス・ファンド	ユーロ建て	18.7%
4	アイルランド	投資証券	パンガード・ヨーロビアン・ストック・インデックス・ファンド	ユーロ建て	6.9%
5	アイルランド	投資証券	パンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	5.0%
6	アイルランド	投資証券	パンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド	円建て	3.3%
7	アイルランド	投資証券	パンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	円建て	2.5%
8	アイルランド	投資証券	パンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド	米ドル建て	1.2%

・投資比率は、純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。(小数点以下第1位未満を四拾五入しています。)

年間収益率の推移



- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- ・小数点以下第2位未満を四拾五入しています。
- ・当ファンドは、設定来分配金の支払い実績はございません。
- ・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載するセゾン投信のホームページでご確認いただけます。

分配の推移(税引前)

決算期	1万口当たりの分配金
2020年12月10日	0円
2021年12月10日	0円
2022年12月12日	0円
2023年12月11日	0円
2024年12月10日	0円
設定來累計	0円

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

1【甲込(販売)号	1 1/10 T A
申込みの受付	原則として、毎営業日に申込みを受付けます。
	ただし、次の日のいずれかに該当する日には申込みの受付を行いません。
	ニューヨーク証券取引所休業日
	ニューヨークの銀行休業日
	アイルランドの銀行休業日
申込単位	販売会社が定める単位とします。
申込価額	申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
	※収益分配金の再投資は、計算期間終了日(決算日)の基準価額をもって行います。
申込手数料	ありません。
申込価額の	原則として、毎営業日計算されます。
算出頻度	
申込単位・申込	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
価額の照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
	セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
申込方法	・取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
	・取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。
	・なお、取得申込者は販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっ
	ては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があり、この場合は
	当該別の名称に読み替えます。以下同じ。)を締結するものとします。
	・受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設
	されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当
	該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
	・なお、販売会社は当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申
	込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
	・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への
	新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものと します。
	・定期積立プランをご利用される方は申込者と販売会社の間で別に定める「定期積立契
	約」(販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場
	合があり、この場合は当該別の名称に読み替えます。)を締結し、当契約に従って申込
	みを行うものとします。
	・振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、
	その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
	・受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定め
内以至什叶即	る方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
申込受付時間	原則として、午後3時30分までに、受付けた取得申込み(当該申込みの受付に係る販売会社
(継続募集期間) 	所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によってはいましまなる場合がなります。 ************************************
	販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせくださし、、
7 O //h	V)。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停
	止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびするに受けれた取得申込みないがよこしができます。
	でに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

2【換金(解約)手続等】

解約請求の受付		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	解約請求の受付	原則として、毎営業日に解約の請求を受付けます。
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		ただし、次の日のいずれかに該当する日には解約の請求の受付を行いません。
アイルランドの銀行休業日		ニューヨーク証券取引所休業日
おいける		ニューヨークの銀行休業日
※販売会社により1円単位での申込みとなる場合があります。 詳細は販売会社までお問い合わせください。 解約価額 解約請求受付目の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 信託財産留保額 解約請求受付目の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。 解約価額の 算出頻度 解約価額の 解約価額の 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 センン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		アイルランドの銀行休業日
解約価額 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。 原則として、毎営業日計算されます。 原則として、毎営業日計算されます。 解約価額の 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土目祝日、年末年始を除く) 東則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、年後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 労定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	解約単位	1口単位
解約価額 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。 原則として、毎営業日計算されます。 原則として、毎営業日計算されます。 原則として、毎営業日計算されます。 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、解約請求受付目から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		※販売会社により1円単位での申込みとなる場合があります。
解約価額の 原則として、毎営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。 解約価額の 原則として、毎営業日計算されます。 解約価額の 解約価額の 解約価額の 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03~3988~8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、年後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 季託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		詳細は販売会社までお問い合わせください。
解約価額の 原則として、毎営業日計算されます。 解約価額の 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	解約価額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
算出頻度 解約価額の 解約価額の 解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	信託財産留保額	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額とします。
解約価額の 解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。	解約価額の	原則として、毎営業日計算されます。
照会方法 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土目祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 受付時間 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	算出頻度	
セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く) 支払開始日 原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 解約請求 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求 (当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	解約価額の	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
支払開始日原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。解約請求原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。その他委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	照会方法	なお、下記においてもご照会いただけます。
解約請求 原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社 受付時間 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)
 受付時間 所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。 販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで 	支払開始日	原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。
販売会社によっては上記と異なる場合があります。 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	解約請求	原則として、午後3時30分までに、受付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社
解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで	受付時間	所定の事務手続きが完了したもの。)を当日の申込みとします。
請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		販売会社によっては上記と異なる場合があります。
の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の 口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停 止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の
口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		請求に係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該解約に係る受益権
※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合があります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の
あります。 ※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		※信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求については制限を設ける場合が
せん。 詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		あります。
詳細は販売会社にお問い合わせください。 その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		※販売会社によっては、同一の解約請求日において、複数回の解約請求を行うことがでま
その他 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		せん。
止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで		詳細は販売会社にお問い合わせください。
	その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停
に受付けた解約請求を取り消すことができます。		止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、およびすで
		に受付けた解約請求を取り消すことができます。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法 基準価額=信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注) 「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券 および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に したがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をい います。 (主な評価方法) 投資信託証券:原則として、計算日の前営業日における基準価額(外国投資証券につ いては、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額)で評価します。 外貨建資産:原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により 円換算します。 外国為替予約取引:原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値 により評価します。 基準価額の算出頻度 原則として、毎営業日に計算されます。 基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 基準価額の照会方法 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 セゾン投信お客さま窓口 03-3988-8668 9:00~17:00 (土目祝日、年末年始を除く)

(2) 【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

ホームページアドレス https://www.saison-am.co.jp/

(3)【信託期間】

信託期間	2007年3月15日から無期限。
	ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがありま
	す。

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年12月11日から翌年12月10日まで。
	上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日
	は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
	ただし、第1計算期間は2007年3月15日から2007年12月10日までとし、最終計算期間の終了
	日はファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】

運用報告書の作成 委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証 券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に交付します。なお、信託約 款の内容に、委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告 ファンドの償還条件 委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社 と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解 散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。ただし、監督官庁がファン ドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、 その委託会社と受託会社との間において存続します。委託会社は、ファンドを償還しよう とするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信 信託約款の変更 託約款を変更することができるものとします。委託会社は、信託約款を変更しようとする ときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ファンドの償還等に 委託会社は、ファンドの償還または信託約款の変更のうち、重大な内容の変更を行おうと する場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ原則として、これらの事項を 関する開示方法 記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として公告を行いません。)。この公告および書面には、 原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべ き旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。 異議申立ておよび反 受益者は、委託会社がファンドの償還または信託約款について重大な内容の変更を行おう とする場合、原則として、一定の期間 (1ヵ月以上) 内に委託会社に対して異議を述べるこ 対者の買取請求権 とができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財 産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べ た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還また は信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨 およびその理由を公告し、かつ原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付 します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原 則として公告を行いません。)。この公告は、日本経済新聞に掲載します。 関係法人との契約の 委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、 契約締結日から1年間とし、期間満了前までに委託会社および販売会社いずれからも何ら意 更改 思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。 委託会社の事業の譲 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に 渡及び承継に伴う取 関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は分割により事業の全部または一 扱い 部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることが あります。 受託会社は、委託会社の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託会社が 受託会社の辞任およ び解任に伴う取扱い その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁 判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所 が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任し ます。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しフ ァンドを償還させます。

4 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

<u> </u>		
収益分配金に	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。	
対する請求権	・収益分配金は課税後、原則として毎計算期間の終了日(決算日)の翌営業日に「自動け	
	いぞく投資契約」に基づいて再投資されます。詳しくは販売会社にご確認ください。	
	(注) 販売会社は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている	
	受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係	
	る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定され	
	た受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている	
	受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、遅滞なく収益分配金	
	の再投資に係る受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、	
	振替口座簿に記載または記録されます。	
償還金に対する	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。	
請求権	・償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。	
	・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	
	・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しな	
	いときは、その権利を失います。	
	(注) 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている	
	益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。	
	た、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義	
	で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)	
	に支払います。	
換金 (解約)	受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。	
請求権	・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者	
	の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約	
	に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当	
	該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。	
	・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。	
	(第2[管理及び運営]2[換金(解約)手続等]をご参照ください。)	
帳簿閲覧(謄写)	受益者は、委託会社に対し、その業務中に当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧	
請求権	または謄写を請求することができます。	

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間 (2023年12月12日から2024年12月10日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

セゾン投信株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセゾン・グローバルバランスファンドの2023年12月12日から2024年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン・グローバルバランスファンドの2024年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、セゾン投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、 財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

セゾン投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき 利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【セゾン・グローバルバランスファンド】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第17期 (2023年12月11日現在)	第18期 (2024年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	128, 371, 154	154, 072, 017
金銭信託	201, 588	693, 224
コール・ローン	4, 677, 592, 601	6, 991, 916, 661
投資証券	409, 373, 387, 738	513, 438, 264, 894
流動資産合計	414, 179, 553, 081	520, 584, 946, 796
資産合計	414, 179, 553, 081	520, 584, 946, 796
負債の部		
流動負債		
未払解約金	320, 587, 536	386, 515, 081
未払受託者報酬	69, 870, 290	86, 100, 630
未払委託者報酬	912, 365, 939	1, 139, 769, 312
その他未払費用	715, 104	713, 189
流動負債合計	1, 303, 538, 869	1, 613, 098, 212
負債合計	1, 303, 538, 869	1, 613, 098, 212
純資産の部		
元本等		
元本	184, 726, 546, 055	195, 852, 562, 876
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	228, 149, 468, 157	323, 119, 285, 708
(分配準備積立金)	128, 727, 436, 490	189, 550, 154, 903
元本等合計	412, 876, 014, 212	518, 971, 848, 584
純資産合計	412, 876, 014, 212	518, 971, 848, 584
負債純資産合計	414, 179, 553, 081	520, 584, 946, 796

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)_
	第17期 (自 2022年12月13日 至 2023年12月11日)	第18期 (自 2023年12月12日 至 2024年12月10日)
営業収益		
受取配当金	1, 739, 133, 027	1, 953, 333, 194
受取利息	2	5, 457, 125
有価証券売買等損益	26, 113, 925, 902	64, 700, 736, 191
為替差損益	23, 165, 951, 303	13, 447, 718, 089
営業収益合計	51, 019, 010, 234	80, 107, 244, 599
営業費用		
支払利息	2, 648, 909	79, 799
受託者報酬	131, 252, 998	164, 641, 700
委託者報酬	1, 705, 905, 569	2, 173, 344, 435
その他費用 _	4, 449, 947	5, 284, 012
営業費用合計	1, 844, 257, 423	2, 343, 349, 946
営業利益又は営業損失(△)	49, 174, 752, 811	77, 763, 894, 653
経常利益又は経常損失(△)	49, 174, 752, 811	77, 763, 894, 653
当期純利益又は当期純損失(△)	49, 174, 752, 811	77, 763, 894, 653
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 955, 398, 369	4, 211, 124, 591
期首剰余金又は期首欠損金(△)	165, 856, 995, 634	228, 149, 468, 157
剰余金増加額又は欠損金減少額	29, 427, 733, 297	45, 986, 646, 461
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	29, 427, 733, 297	45, 986, 646, 461
剰余金減少額又は欠損金増加額	14, 354, 615, 216	24, 569, 598, 972
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	14, 354, 615, 216	24, 569, 598, 972
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	_	-
分配金		<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金(△)	228, 149, 468, 157	323, 119, 285, 708

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたって は、当該有価証券発行元の提供する直近の日の1単位当たり純資産額で評 価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想 配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	184, 726, 546, 055□	195, 852, 562, 876□
2.	計算期間末日における1単位当たりの純資産の		
	額		
	1口当たり純資産額	2. 2351円	2. 6498円
	(1万口当たり純資産額)	(22, 351円)	(26, 498円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

		第17期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第18期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
分	配金の計算過程		
Α	計算期間末における費用控除後の配当等収益	1, 599, 451, 436円	1, 816, 747, 085円
В	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買	45, 619, 903, 006円	71, 736, 022, 977円
	等損益		
С	信託約款に定める収益調整金	122, 237, 938, 836円	150, 266, 386, 597円
D	信託約款に定める分配準備積立金	81, 508, 082, 048円	115, 997, 384, 841円
Е	分配対象収益額(A+B+C+D)	250, 965, 375, 326円	339, 816, 541, 500円
F	分配対象収益額(1万口当たり)	13, 585円	17, 350円
		基準価額の水準等を考慮して	基準価額の水準等を考慮して
		当期の分配は見送りました。	当期の分配は見送りました。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第18期 自 2023年12月12日 至 2024年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、流動性リスク、為替変動リスク、信用リスク、及びカントリーリスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門・コンプライアンス部門が随時信託財産のリスクのモニタリング、投資制限のチェックを行っております。また定期的に運用評価会議を開催し、運用プロセスやファンド組入状況のチェックを行っております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	・ 亜脳向田の中間寺に関する事項		
	区分	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びそ	金融商品は、原則としてすべて時価	同左
	の差額	で計上しているため、貸借対照表計上	
		額と時価との差額はありません。	
2	時価の算定方法	(1)投資証券	(1)投資証券
		「(重要な会計方針に係る事項に関	同左
		する注記)」に記載しております。	
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び	(2)コール・ローン等の金銭債権及び
		金銭債務	金銭債務
		短期間で決済され、時価は帳簿価額	同左
		と近似していることから、当該金融商	
		品の帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	25, 525, 666, 937円	61, 828, 597, 852円
合計	25, 525, 666, 937円	61, 828, 597, 852円

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期	第18期
自 2022年12月13日	自 2023年12月12日
至 2023年12月11日	至 2024年12月10日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

	第17期 2023年12月11日現在	第18期 2024年12月10日現在
期首元本額	171, 961, 152, 107円	184, 726, 546, 055円
期中追加設定元本額	27, 626, 336, 722円	30, 828, 983, 289円
期中一部解約元本額	14, 860, 942, 774円	19, 702, 966, 468円

(4)【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
- (a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額(口)	評価金額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	バンガード・500・インデックス・ファン ド	2, 092, 617. 00	1, 163, 306, 716. 47	
		バンガード・パシフィック・エックスジャ パン・ストック・インデックス・ファンド	265, 544. 63	42, 545, 480. 95	
		バンガード・エマージング・マーケット・ ストック・インデックス・ファンド	1, 203, 613. 62	169, 285, 487. 34	
		バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・ インデックス・ファンド	8, 065, 473. 36	926, 773, 701. 54	
		アメリカ・ドル 小計		2, 301, 911, 386. 30 (348, 831, 651, 480)	
	ユーロ	バンガード・ヨーロピアン・ストック・イ ンデックス・ファンド	1, 040, 665. 74	230, 399, 128. 10	
		バンガード・ユーロ・ガバメント・ボン ド・インデックス・ファンド	5, 268, 047. 49	608, 177, 117. 74	
		그ㅡㅁ 小計		838, 576, 245. 84 (134, 096, 727, 472)	
	日本・円	バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド	484, 313. 44	13, 159, 298, 300	
		バンガード・ジャパン・ガバメント・ボン ド・インデックス・ファンド	1, 780, 792. 80	17, 350, 587, 642	
		日本・円 小計		30, 509, 885, 942	
		投資証券合計		513, 438, 264, 894 (482, 928, 378, 952)	

- (注) 1. 通貨毎の小計欄における() 内の金額は、邦貨換算額であります。
 - 2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	鱼貨 銘柄数		合計金額に対する比率	
アメリカ・ドル	投資証券 4銘柄	100.0%	72. 2%	
ユーロ	投資証券 2銘柄	100.0%	27. 8%	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年12月末日現在)

Ι	資産総額	530, 488, 592, 537円
П	負債総額	387, 814, 970円
III	純資産総額 (I-Ⅱ)	530, 100, 777, 567円
IV	発行済数量	195, 979, 071, 549 🗆
V	1単位当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2.7049円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名 式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わ ないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座 簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた とき、またはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、振替法の規定に従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受 益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の 請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にした がって取り扱われます。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

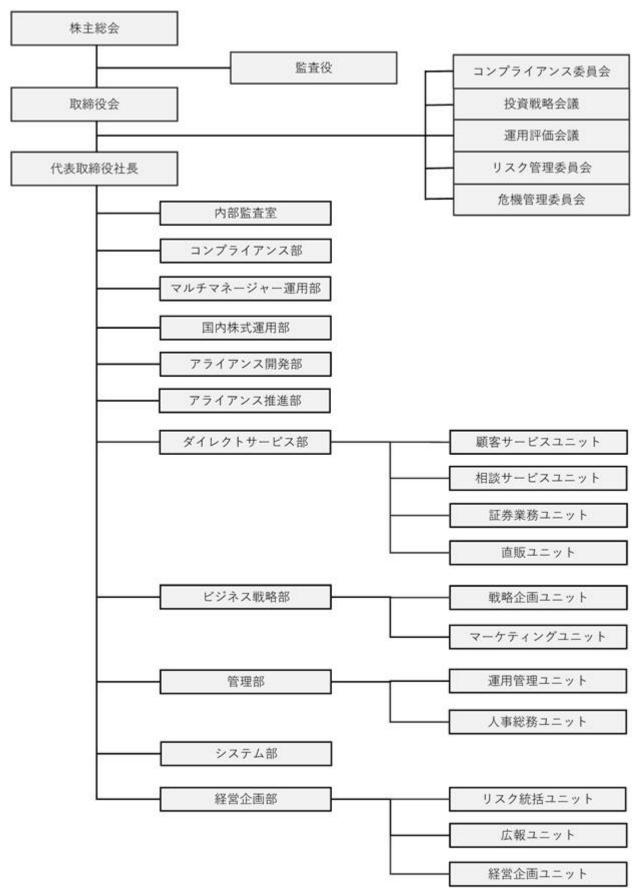
(1) 資本金の額

2024年12月末日現在の資本金の額 発行可能株式総数 発行済株式総数 1,000百万円 100,000株 56,667株

直近5ヵ年の資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の組織図



※上記組織図は、2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

③投資運用の意思決定機構

【投資戦略会議】

(運用管掌執行役員を議長とし、原則月1回開催)

信託財産の運用に関する基本的な重要事項について協議し決定を行う

- 1. 基本的な投資方針及び投資戦略に関する事項
- 2.投資ガイドラインの決定・変更
- 3. 分配の決定



【運用会議】

(運用部長が主催し、原則週1回開催)

投資戦略会議の決議に基づいて次の事項を決定

- 1. 信託財産ごとの具体的投資方針
- 2. 信託財産ごとの具体的分配方針
- 3.企業との対話方針(国内株式に直接投資を行うファンドに限る)
- 4.議決権行使方針(国内株式に直接投資を行うファンドに限る)



【運用部門】

運用会議の決定を受け、投資を実行

責任投資ポリシーに基づき、責任投資を実行



【トレーディング部門】

運用部門からの発注指示を受け、最良執行のプロセスに基づき、売買を執行

【運用評価会議】

(管理部を管掌する執行役員を議長とし、原則月1回開催)

投資戦略会議で決定した信託財産の運用に関する運用成績ならびにコンプライアンスについて協議

- 1. 信託財産のパフォーマンス管理、評価、分析、投資信託約款との整合性
- 2. 信託財産のリスク管理
- 3. 信託財産の法令遵守に関する事項

【コンプライアンス部・管理部】

運用が適正に行われていることを監視、確認

※上記運用体制は、2024年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、社内諸規則を設けております。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集または私募(第二種金融商品取引業)を行っています。

2024年12月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額	
追加型株式投資信託	3本	902,053百万円	
合計	3本	902,053百万円	

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるセゾン投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の 財務諸表及び当事業年度に係る中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、太陽 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月19日

セゾン投信株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているセゾン投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セゾン 投信株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点にお いて適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月6日

セゾン投信株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八代 輝雄 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石倉 毅典 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているセゾン投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計 方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セゾン投信株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が 基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		—————————————————————————————————————		(単位:千円)
		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		3, 221, 169		4, 076, 032
直販顧客分別金信託		791, 606		1, 182, 105
貯蔵品		7, 082		3, 741
前払費用		15, 323		25, 605
未収委託者報酬		821, 407		1, 112, 424
その他		2, 455		233
流動資産合計		4, 859, 045		6, 400, 142
固定資産		1, 000, 010		0, 100, 112
有形固定資産				
建物	※ 1	17, 457	※ 1	24, 417
生物 工具、器具及び備品	* 1 * 1	4, 780	× 1	7, 018
その他	※1	8, 603	※ 1	6, 170
有形固定資産合計		30, 842		37, 605
無形固定資産		00.005		440, 400
ソフトウエア		38, 295		419, 182
ソフトウエア仮勘定		46, 400		_
無形固定資産合計		84, 695		419, 182
投資その他の資産				
差入保証金		36, 102		48, 420
繰延税金資産	<u> </u>	33, 517	※ 2	43, 845
投資その他の資産合計		69, 619		92, 266
固定資産合計		185, 157		549, 054
資産合計		5, 044, 202		6, 949, 196
負債の部				
流動負債				
預り金		170, 175		1, 088, 425
顧客からの預り金		789, 568		1, 125, 610
未払金		170, 297		232, 335
未払費用		27, 621		33, 082
未払法人税等		139, 617		224, 428
未払消費税等		40, 136		15, 385
賞与引当金		55, 940		68, 452
流動負債合計	-	1, 393, 357		2, 787, 719
負債合計	-	1, 393, 357		2, 787, 719
純資産の部		., 555, 557		
株主資本				
資本金		1, 000, 000		1, 000, 000
資本剰余金		1, 000, 000		1, 000, 000
資本準備金		77, 156		77, 156
資本剰余金合計		77, 156		77, 156
利益剰余金				00.010
利益準備金		_		22, 213
その他利益剰余金		0 530 000		0 000 100
繰越利益剰余金	-	2, 573, 689		3, 062, 107
利益剰余金合計		2, 573, 689		3, 084, 320
純資産合計		3, 650, 845		4, 161, 477
負債・純資産合計		5, 044, 202		6, 949, 196

				(単位:千円)
	(自 至	前事業年度 2022年4月1日 2023年3月31日)	(自 至	当事業年度 2023年4月1日 2024年3月31日)
営業収益				
委託者報酬	※ 3	2, 390, 388	Ж3	3, 061, 092
その他営業収益	※ 3	218	Ж3	72
営業収益計		2, 390, 606		3, 061, 165
営業費用				
支払手数料		218, 001		347, 922
広告宣伝費		65, 486		143, 351
調査費		13, 214		18, 156
委託計算費		153, 312		167, 175
営業雑経費		238, 470		352, 939
通信費		47, 540		56, 379
印刷費		41, 410		52, 926
協会費		2, 876		3, 252
業務外注費		81, 299		132, 280
その他営業雑経費		65, 344		108, 099
営業費用計		688, 484		1, 029, 545
一般管理費		,		· · ·
給料		435, 716		526, 210
役員報酬		47, 562		40, 497
給料・手当		303, 314		368, 028
賞与		19, 401		30, 634
賞与引当金繰入額		47, 508		68, 445
退職給付費用		17, 930		18, 605
交際費		3, 526		2, 158
旅費交通費		12, 619		12, 335
租税公課		23, 267		27, 437
不動産賃借料		53, 928		71, 667
固定資産減価償却費		34, 106		63, 049
諸経費		212, 072		252, 688
一般管理費計		775, 237		955, 548
営業利益		926, 883		1, 076, 071
営業外収益		020, 000		1, 0, 0, 0, 1
受取利息		71		78
講師料等収入		1, 746		282
その他		781		765
営業外収益計		2, 599		1, 126
営業外費用		2, 000		1, 120
固定資産除却損		_		16, 016
和解金		2, 327		10,010
その他		1, 148		1, 390
営業外費用計		3, 475		17, 406
名		926, 007		1, 059, 791
税引前当期純利益		926, 007		1, 059, 791
法人税、住民税及び事業税		255, 018		337, 353
法人税等調整額		2, 982		
		258, 001		△ 10, 328
法人税等合計				327, 025
当期純利益		668, 006		732, 766

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

株主資本									
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本	その他 資	資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計	純資産 合計
		準備金	資本剰余金	合計		繰越利益 剰余金			
当期首残高	1, 000, 000	77, 156	-	77, 156	-	1, 905, 683	1, 905, 683	2, 982, 839	2, 982, 839
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	668, 006	668, 006	668, 006	668, 006
当期変動額合計	-	-	-	-	-	668, 006	668, 006	668, 006	668, 006
当期末残高	1, 000, 000	77, 156	-	77, 156	-	2, 573, 689	2, 573, 689	3, 650, 845	3, 650, 845

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	_								
			株主資本						
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金 資本 準備金	その他 資本剰余金	到光准/供入	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産 合計		
			準備部	準備金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	合計	пи
当期首残高	1, 000, 000	77, 156	-	77, 156	-	2, 573, 689	2, 573, 689	3, 650, 845	3, 650, 845
当期変動額									
剰余金の配当 ※4	-	-	-	-	22, 213	△ 244, 348	△ 222, 134	△ 222, 134	△ 222, 134
当期純利益	-	-	-	-	-	732, 766	732, 766	732, 766	732, 766
当期変動額合計	-	-	-	-	22, 213	488, 417	510, 631	510, 631	510, 631
当期末残高	1, 000, 000	77, 156	-	77, 156	22, 213	3, 062, 107	3, 084, 320	4, 161, 477	4, 161, 477

注記事項

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3~8年

工具、器具及び備品 3~8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額 ※1

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	14,460千円	23, 759千円
工具、器具及び備品	20,633千円	19, 302千円
その他	10,574千円	11,510千円
有形固定資産合計	45,668千円	54, 572千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類 当事業年度期首		増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	_	_	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額配当の原資利益剰余金1株当たりの配当額3,920円基準日効力発生日2023年3月31日2023年6月29日

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	56,667株	_	_	56,667株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

- 4. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額 ※4

2023年6月28日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額
 記当の原資
 利益剰余金
 1株当たりの配当額
 3,920円
 基準日
 効力発生日
 2023年3月31日
 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

配当金の総額
 記当の原資
 利益剰余金
 1株当たりの配当額
 基準日
 効力発生日
 244, 234千円
 利益剰余金
 4,310円
 2024年3月31日
 2024年6月29日

(リース取引関係)

前事業年度(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自2023年4月1日 至2024年3月31日) 該当事項はありません。

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行が分別管理しております。

顧客からの預り金は、受託銀行が分別管理しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権である未収委託者報酬は、当社に入金されるまでの期間は受託銀行により分別保管されているため、 信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投機的な取引及び投資は行わない方針のため、市場リスクは僅少であります。

③資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払を実行できなくなるリスク) の管理

資金管理担当部署が適時に資金繰り計画を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定 の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。 前事業年度(2023年3月31日)

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、 未払法人税等

これらはすべて短期間 (1年以内) で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払金、未払消費税等、 未払法人税等

これらはすべて短期間 (1年以内) で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2023年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出	同左
制度を採用しております。また、親会社等からの出向	
者には、出向元の退職給付制度が採用されておりま	
す。	
2. 確定拠出制度	2. 確定拠出制度
確定拠出制度への要拠出額は17,930千円でありま	確定拠出制度への要拠出額は18,605千円でありま
す。	す。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳 ※2

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	19,637千円	24, 147千円
未払事業税	8,927千円	11,574千円
その他	4,952千円	8,123千円
繰延税金資産小計	33,517千円	43,845千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	- 千円	- 千円
評価性引当額小計	千円	千円
繰延税金資産合計	33,517 千円	43,845千円

⁽注) 賞与引当金の一部を貸借対照表では未払費用に含めて表示しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
法定実効税率	30. 62%	_
(調整)		
評価性引当額の増減額	△0. 11%	_
交際費等永久に損金に算入されない項目	0. 03%	_
住民税均等割等	0. 25%	_
租税特別措置法上の税額控除	△2. 65%	_
その他	△0. 27%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27. 86%</u>	

⁽注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度	当事業年度
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	(自2023年4月1日 至2024年3月31日)
当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約	同左
に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認め	
られる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の	
負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上	
する方法によっております。	

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 ※3

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月 1 日 至2024年3月31日)		
セゾン・グローバルバランスファンド	1, 366, 997千円	1, 682, 980千円		
セゾン資産形成の達人ファンド	1,002,039千円	1,346,195千円		
セゾン共創日本ファンド	21,351千円	31,916千円		
その他	218千円	72千円		
顧客との契約から生じる収益	2, 390, 606千円	3,061,165千円		
外部顧客への売上高	2, 390, 606千円	3,061,165千円		

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)	
前事業年度 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	当事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
1. セグメント情報	1. セグメント情報
当社の事業セグメントは、投資信託事業の設定・運	同左
用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメ	
ントであるため、記載を省略しております。	
2. 関連情報	2. 関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報	(1) 製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上	同左
高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記	
載を省略しております。	
(2) 地域ごとの情報	(2) 地域ごとの情報
①売上高	①売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該	同左
当事項はありません。	
②有形固定資産	②有形固定資産
本邦以外に所在している固定資産がないため、	同左
該当事項はありません。	
(3) 主要な顧客ごとの情報	(3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高	同左
の10%以上を占める相手先がいないため、記載はあ	
りません。	
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関す	
る情報	る情報
該当事項はありません。	同左
. +0.4.1 (2.1.1.1.2.1.0.0.1.1.0.1.4.1.4.7.7.7.4.4.4.4.1.4.7.7.7.4.4.4.4	
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却	
残高に関する情報	残高に関する情報
該当事項はありません。	同左

情報

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する

同左

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

情報

前事業年度(2022年4月1日 至2023年3月31日)

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン(東京証券取引所に上場)

当事業年度(2023年4月1日 至2024年3月31日)

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

(株)クレディセゾン(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度		
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	(自2023年4月1日 至2024年3月31日)		
1+4-1/-4-1/-4-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	1世以4 以4 次 4 宏		
1株当たり純資産額 64,426円31銭	1株当たり純資産額 73,437円40銭		
1株当たり当期純利益金額 11,788円28銭	1株当たり当期純利益金額 12,931円09銭		
(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以	2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以		
下のとおりであります。	下のとおりであります。		
当期純利益 668,006千円	当期純利益 732,766千円		
普通株主に帰属しない金額 -	普通株主に帰属しない金額 -		
普通株主に係る当期純利益 668,006千円	普通株主に係る当期純利益 732,766千円		
普通株式の期中平均株式数 56,667株	普通株式の期中平均株式数 56,667株		

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度	
(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	(自2023年4月1日 至2024年3月31日)	
該当事項はありません。	同左	

中間財務諸表

(中間貸借対照表)

	第19期中間会計期間 (2024年9月30日)			
区分	注記番号	金額(千円)		構成比 (%)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			5, 249, 955	
直販顧客分別金信託			768, 336	
未収委託者報酬			1, 253, 215	
棚卸資産			2, 571	
その他			28, 036	
流動資産合計			7, 302, 115	93. 3
固定資産				
有形固定資産	※ 1		29, 881	
無形固定資産				
ソフトウェア			411, 362	
投資その他の資産			80, 903	
固定資産合計			522, 147	6. 7
資産合計			7, 824, 262	100. 0
負債の部				
流動負債				
預り金			2, 109, 752	
顧客からの預り金			665, 363	
未払法人税等			211, 722	
賞与引当金			35, 405	
その他	※2		345, 323	
流動負債合計			3, 367, 566	43. 0
負債合計			3, 367, 566	43. 0
純資産の部				
株主資本				
資本金			1, 000, 000	12.8
資本剰余金				
資本準備金		77, 156		
資本剰余金合計			77, 156	1.0
利益剰余金				
利益準備金		46, 636		
その他利益剰余金		3, 332, 903		
繰越利益剰余金		3, 332, 903		
利益剰余金合計			3, 379, 540	43. 2
株主資本合計			4, 456, 696	57. 0
純資産合計			4, 456, 696	57. 0
負債・純資産合計			7, 824, 262	100.0

(中間損益計算書)

		第19期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
営業収益		1, 854, 610	100.0
営業費用		555, 175	30.0
一般管理費	※ 1	553, 177	29. 8
営業利益		746, 257	40. 2
営業外収益		2, 029	0. 1
営業外費用		772	0.0
経常利益		747, 515	40. 3
税引前中間純利益		747, 515	40. 3
法人税、住民税及び事業税		198, 267	10. 7
法人税等調整額		9, 793	0. 5
法人税等合計		208, 061	11. 2
中間純利益		539, 453	29. 1

注記事項

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

3~8年

工具、器具及び備品

3~8年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりです。

当社は、投資信託の設定・運用・販売にかかる業務を投資信託事業として営んでいます。このような業務については、日常的又は反復的にサービスを提供していることから、投資信託の計算期間にわたり履行義務が充足されるため、日々の投資信託における純資産に対する一定割合を収益として認識しています。

5. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	第19期中間会計期間	
	(2024年9月30日)	
有形固定資産の減価償却累計額	73,097千円	

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	第19期中間会計期間	
	(自2024年4月1日 至2024年9月30日)	
有形固定資産	9,675千円	
無形固定資産	48, 235千円	

(リース取引関係)

第19期中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。 また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインプットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類し

また、金融商品の時価は、時価の算定に係るインブットの観察及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定 の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、未収委託者報酬、直販顧客分別金信託、顧客からの預り金、預り金、未払法人税等 これらはすべて短期間(1年以内)で決済されるため、時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省 略しております。

(有価証券関係)

第19期中間会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第19期中間会計期間(2024年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第19期中間会計期間(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

当社は、資産除去債務について、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を差入保証金から減額して費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

第19期中間会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業という単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
 - ①売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

②有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定・運用・販売、及びこれらの付随事業のみの単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、ファンドごとに記載しております。

	第19期中間会計期間
	(自2024年4月1日 至2024年9月30日)
セゾン・グローバルバランスファンド	1,009,721千円
セゾン資産形成の達人ファンド	825, 454千円
セゾン共創日本ファンド	19, 435千円
顧客との契約から生じる収益	1,854,610千円
外部顧客への売上高	1,854,610千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第19期中間会計期間

(自2024年4月1日 至2024年9月30日)

1株当たり純資産額78,647円12銭1株当たり中間純利益金額9,519円72銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益 539, 453千円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益539,453千円普通株式の期中平均株式数56,667株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項 委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

セゾン・グローバルバランスファンド

約款

セソン投信株式会社

<追加型証券投資信託 セゾン・グローバルバランスファンド 約款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

有価証券に投資する外国の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、内外の短期金融商品に直接投資する場合もあります。

(2) 投資態度

- ①主として、米国バンガード社が設定したインデックス型の外国投資証券への投資を通じて、世界各国の株式及び債券 に実質的に分散投資します。
- ②株式と債券の基本資産配分比率は、原則として株式 50%、債券 50%とします。ただし市況動向等に応じて必要と認める時には $\pm 5\%$ の範囲内で組入れ比率を調整する場合があります。
- ③株式、債券の地域別配分比率は、それぞれの市場時価総額を勘案して行います。
- ④ 投資信託証券への投資にあたっては、バンガード社の設定する外国投資証券の中から、資産規模、運用実績、コストなどの面から厳選して、投資を行います。
- ⑤投資対象の候補とする外国投資証券は次のファンドとします。

【株式】

- ・バンガード・500・インデックス・ファンド
- ・バンガード・ヨーロピアン・ストック・インデックス・ファンド
- ・バンガード・ジャパン・ストック・インデックス・ファンド
- ・バンガード・パシフィック・エックスジャパン・ストック・インデックス・ファンド
- ・バンガード・エマージング・マーケット・ストック・インデックス・ファンド

【倩桊】

- ・バンガード・U.S.・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
- ・バンガード・ユーロ・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド
- ・バンガード・ジャパン・ガバメント・ボンド・インデックス・ファンド

なお、これらの外国投資証券については、運用実績等を総合的に勘案して、投資の対象から入れ替えや除外を行なうことがあります。また、投資基準に基づいて投資対象の候補とするファンドは、随時選択を行ない、追加します。

- ⑥また、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。
- ⑦原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑧ただし、資金動向、市場動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ①外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- (1) 毎年決算時(12月10日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
- ① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

- ② 分配対象額についての分配方針
 - 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を 行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用方針
 - 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- (2) 当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は所得税及び住民税を控除した金額を当ファンドの受益権の 取得申込金として、各受益者(委託会社の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます。)毎に当該収益分配金の再 投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。

追加型証券投資信託 セゾン・グローバルバランスファンド 約款

【信託の種類、委託者及び受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、セゾン投信株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の 適用を受けます。

【信託の目的、金額及び追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は金1000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者との合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項及び第46条第2項の規定に よる信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により 分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割及び再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産のうち、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。
- ④ 第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「振替法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(振替法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が振替法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該 受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位及び価額】

- 第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第35条第2項及び第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ② 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)(以下証券会社等といいます。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の承認を得て各証券会社等が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社等と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 第1項及び第2項の取得申込者は委託者または委託者の指定する証券会社等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第36条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または委託者の指定する証券会社等は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)休業日、ニューヨーク、アイルランドの銀行休業日にあたる場合は、追加信託の申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項及び第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑤ 第1項及び第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第35条の規定に基づいて、収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ② 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その 他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付けを中止すること及びすでに受けた取得申込の受付け を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替 口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認め るときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権

- ハ. 約束手形 (金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

- 第 15 条 委託者は、信託金を、主として外国投資信託証券及び次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパー
 - 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引など短期資金運用に 類する取引の指図に限り行うことができるものとします。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要を認めるときは、委託者は、信託金を、前項の第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律 ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及 び第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の 信託財産との間で、第14条及び第15条第1項ならびに第2項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれが ないと認められる取引として行うことができます。
- ② 前項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。
 - 1. 取引所価格(気配値等を含みます。)等の適正な価格による取引であること。
 - 2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
 - 3. 前2号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。
- ③ 前2項の取扱いは、第21条、第25条、第26条、第27条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【同一銘柄の投資信託証券への投資制限】

- 第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、約款又は規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること(投資信託委託会社又は販売会社による自己設定が行われる場合も含みます。)が定められている投資信託証券については、上記制限を設けません。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第 18 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【公社債の借入れ】

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社 債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えるこ

ととなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を するものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 20 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を 指図することができます。

【信託業務の委託等】

- 第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をすると きは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者及び委託者が 適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者及び外国の法 令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金 等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、 当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託でき るものとします。

【信託財産の登記等及び記載等の留保等】

- 第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただ し、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ② 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または 記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認め る場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法 により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 26 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図が出来ます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するために、一部解約に伴う支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をする

ことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価 証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解 約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金 日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解 約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借 入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産から支弁します。

【指益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

- 第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えを することができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第30条 この信託の計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成19年3月15日から平成19年12月10日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。 【信託事務等の諸費用】
- 第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務 諸表監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当す る金額(「以下諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用 の一部を委託者の負担とすることができます。

【信託報酬等の額】

- 第33条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000 分の45の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁する ものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

- 第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。) は諸経費、信託報酬 及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。 なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金の再投資等】

第 35 条 委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金(委託者自らの募集に応じた受益者に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。)を委託者の指定する証券会社等に交付します。

- ② 委託者の指定する証券会社等は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に 記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権 に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支 払前のため委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者 とします。)に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付により増加した受益 権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。
- ④ 第40条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の 価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整さ れるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益 者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される まのとします。

【委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関】

第 36 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等 に関する業務を委任することができます。

【収益分配金、償還金及び一部解約金の受託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

- 第 37 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における 信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 38 条第 1 項に規定する支払開 始日までに、一部解約金については第 38 条第 2 項に規定する支払開始日までに、その金額を委託者に交付します。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金及び一部解約金の支払い】

- 第38条 償還金は信託終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ② 一部解約金は受益者の請求を受けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日・解約に伴う外国投資信託証券の売却状況等によっては、上記の原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ③ 前2項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社等の営業所等において行うものとします。
- ④ 第35条第4項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後 1ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者、委託者の指定する証券会社等の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配金のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金の時効】

第39条 受益者が信託終了による償還金について第38条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しない ときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

- 第40条 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求する事ができます。ただし、ニューヨーク証券取引所休業日、ニューヨーク、アイルランドの銀行休業日には、一部解約の請求を受け付けないものとします。
- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社等に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 委託者は証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として、第4項の規定に進じて算定した価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の 請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがっ て取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第42条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が、10億口を下回った場合また はこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託 契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交 付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の告知及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。 なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信 託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項 の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を 終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消をうけたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継することがあります。

【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要とみとめるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、 この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨付記します。 なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は前項の規定により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または 前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財 産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 19年3月15日 (信託契約締結日)

委託者 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 セゾン投信株式会社

受託者 東京都品川区東品川二丁目3番14号 日興シティ信託銀行株式会社 (現 野村信託銀行株式会社)